

入札監理小委員会における審議の結果報告 個人被ばく管理に係る業務

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会で審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

- ・ 本件は、機構において、関係法人のみによる応札など不透明な調達が多多く実施されていることを指摘する新聞報道（平成 27 年 12 月）を発端として、監理委員会として機構の契約状況等を確認していた過程において、機構から自主的に選定された事業のうちの 1 件である。（公共サービス改革基本方針（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）別表に初めて記載された新規事業）
- ・ 本事業を選定した理由として、機構は、「市場化テストに求められるサービスの質の向上においても定量的に評価できる」ことを挙げている。
- ・ なお、機構に対しては、第 51 回及び第 52 回施設・研修等分科会においてヒアリングを実施（平成 28 年 5 月 31 日及び 6 月 28 日）。
- ・ 主な業務項目
 - ① 外部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守管理
 - ② 内部被ばく線量の測定・評価及び測定機器の保守管理
 - ③ データ、文書及び資料等の作成・管理及び物品等の管理

2. 市場化テストの実施に際して機構が行った取組について

- ・ 従前の入札関係書類からの改善点（例）：仕様書本文中に用語解説を追記、従前実績の開示、閲覧可能資料の一覧表示、共同企業体による入札参加を認める旨を明記

3. 実施要項（案）の審議結果について

- 全体
 - 過大な責任を事業者に求めているか
 - 機構と請負者の作業区分を明確にするため分担表を追加（資料 4 - 2 68 頁）
 - 実施要項中に、機構が、落札者の実施した業務の内容を確認し、その適切性に最終的な責任を持つ旨を明記（資料 4 - 2 5 頁）
 - 特殊モニタリングが契約範囲外である旨を明記すべきでは。
 - 対応した。（資料 4 - 2 55 頁）
 - 業務実施場所が管理区域外であることを明記すべきでは。
 - 仕様書に管理区域、非管理区域作業について明記（資料 4 - 2 3 頁）
- 確保されるべき対象事業の質

- 利用者の利用満足度調査ではなく、ブラインドテストを実施してはどうか。
→利用者満足度調査は削除。ブラインドテストではなく、業務の実施記録を確認する。
- 入札参加資格の以下の記載は参入障壁となるのでは。また、求めているのが社員の能力なのか、会社としての能力なのか不明確である。
 - ⑥プルトニウムの取扱いによる被ばく、広く汚染したエリアや線源が他方向に存在するエリアでの作業による外部被ばく（不均等被ばくや水晶体被ばくの配慮が必要）の線量測定に必要な知見を有していること。
 - ⑦受動型個人線量計による外部被ばく測定システム及び体内放射能測定装置（体外計測器）の保守管理業務にかかる知見・技術力を有していること。
- 入札参加資格からは削除し、技術提案書の業務の履行体制の中で「本業務に関連する会社としての取得資格があれば記載すること」「管理要領書等を理解するに足る知見」等と書きぶりを具体的に変更したうえで追記。（資料４－２ 6,8頁）

●取得資格に関する事項

- 取得資格として記載例の「核燃料取扱主任者」はハードルが高く不適切ではないか。
- 同資格は会社としての取得資格とし、個人での取得資格としては「第１種放射線取扱主任者」とした。（資料４－２ 51頁）

4. パブリック・コメントへの対応について

平成28年10月27日から11月10日までパブリック・コメントを行ったが、寄せられた意見はなかった。

以 上